

測量業者の登録に係る登録免許税等の一部改正について

平成 18 年度税制改正により、登録免許税法が一部改正されることに伴い、測量業者の登録に係る登録免許税及び登録手数料の取扱いが一部改正され、平成 18 年 4 月 1 日より施行されます。

平成 18 年 4 月 1 日以後、登録申請に係る登録免許税及び登録手数料の取扱いについては以下のとおりとなります。

登録手数料の場合は 収入印紙を用紙第一面に貼る

1. 測量業者の新規登録

登録登録免許税の場合は 納付用紙を使用して銀行又は郵便局で収める

- ① 法人及び②③以外の個人が測量業者の登録を行う場合。

90,000 円の登録免許税を納付。※従前どおり。

この場合は銀行で納付用紙をもらい、収めた領収書を第 2 面に貼ってください。

- ② 平成 18 年 4 月 1 日以後に、測量士の登録を受けた測量士が個人として測量業者の登録を行う場合

15,500 円の登録手数料を納付（オンライン申請の場合は 15,100 円）。

この場合は申請用紙一面の収入印紙の欄に 15500 円分の収入印紙を貼ってください。

- ③ 平成 18 年 3 月 31 日以前に、測量士の登録を受けた測量士が個人として測量業者の登録を行う場合

30,000 円の登録免許税を納付。

この場合は銀行で納付用紙をもらい、収めた領収書を第 2 面に貼ってください。

2. 測量業者の更新登録（登録手数料を改定しました）

15,500 円の登録手数料を納付（オンライン申請の場合は 15,100 円）。

この場合は申請用紙一面の収入印紙の欄に 15500 円分の収入印紙を貼ってください。

なお、今般の税制改正に伴い、測量業者の登録とともに測量士（補）の登録についても改正が行われていますので、測量士（補）登録の登録免許税の課税については以下を参照願います。

（問い合わせ先）

- ・ 測量業者の登録

[本店所在地を管轄区域とする国土交通省地方整備局](#)
(北海道は北海道開発局、沖縄は沖縄総合事務局)

- ・ 測量士（補）の登録

<http://www.gsi.go.jp/LAW/SHIKEN/0306.htm>

測量士(補)、測量業の登録に係る登録免許税、登録手数料の関係

平成18年3月31日まで

平成18年4月1日から

<p>測量士の登録 課税 規定なし 手数料 3,650円、(電子)3,600円 (旧測量法49条3項) (旧施行令15条1号)</p>		<p>測量士の登録 課税 3万円(新測量法に規定なし) (新登録免税法別表1、32、(35)) 手数料 (廃止)</p>	
<p>測量士補の登録 課税 規定なし 手数料 1,900円、(電子)1,800円 (旧測量法49条3項) (旧施行令15条2号)</p>		<p>測量士補の登録 課税 1万5千円 (新測量法に規定なし) (新登録免税法別表1、32、(35)) 手数料 (廃止)</p>	
<p>測量士の登録 課税 規定なし 手数料 3,650円、(電子)3,600円 (旧測量法49条3項) (旧施行令15条1号)</p>	<p>(個人)測量業者の登録(新規) (事業主が測量士以外) 課税 9万円(旧登録免税法別表1、46、(1)) 手数料 (旧測量法55条の4)</p>	<p>測量士の登録 課税 3万円(新測量法に規定なし) (新登録免税法別表1、32、(35)) 手数料 (廃止)</p>	<p>(個人)測量業者の登録(新規) (事業主が測量士以外) 課税 9万円(新登録免税法別表1、152、(1)) (新測量法55条の4、1項) 手数料 (新測量法55条の4、2項)</p>
<p>測量士の登録 課税 規定なし 手数料 3,650円、(電子)3,600円 (旧測量法49条3項) (旧施行令15条1号)</p>	<p>(個人)測量業者の登録(新規) 課税 9万円(旧登録免税法別表1、46、(1)) 手数料 (旧測量法55条の4)</p>	<p>測量士の登録 課税 3万円(新測量法に規定なし) (新登録免税法別表1、32、(35)) 手数料 (廃止)</p>	<p>(個人)測量業者の登録(新規) 課税 (新登録免税法別表1、152、(1)) 手数料 15,500円、(電子)15,100円 (新測量法55条の4、2項) (新施行令27条)</p>
<p>測量士の登録 課税 規定なし 手数料 3,650円、(電子)3,600円 (旧測量法49条3項) (旧施行令15条1号)</p>	<p>→</p>		<p>(個人)測量業者の登録(新規) 課税 3万円 (所得税法等改正法附則61条、7項) 手数料 (所得税法等改正法附則172条、2項、2号)</p>
	<p>(法人)測量業者の登録(新規) 課税 9万円(旧登録免税法別表1、46、(1)) 手数料 (旧測量法55条の4)</p>		<p>(法人)測量業者の登録(新規) 課税 9万円 (新登録免税法別表1、152、(1)) (新測量法55条の4、1項) 手数料 (新測量法55条の4、2項)</p>
	<p>(個人・法人)測量業者の登録(更新) 課税 (旧測量法55条の4) 手数料 16,300円(旧測量法55条の4) (旧施行令27条)</p>		<p>(個人・法人)測量業者の登録(更新) 課税 (新測量法55条の4、1項) 手数料 15,500円、(電子)15,100円 (新測量法55条の4、2項) (新施行令27条)</p>